三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
由布市・津久見市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県大分市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大分市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県日田市・佐伯市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）、日田市・佐伯市・玖珠郡九重町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
九重町（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
日田市・佐伯市・九重町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁並びに関係市役所及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県玖珠郡九重町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、九重町・玖珠町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
九重町・玖珠町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県吉野川市山川町伊瑞穂一四二、一五二、一五三の一、山川町牛ノ子尾三七の一、三七の二、四八、五一の一、山川町榎谷三四四、三五六、三五九、三七二の一、三七九の二、三八〇の六、三八〇の七、三八〇の二六、三八〇の三一、三八〇の四三、三八〇の四五から三八〇の四九まで、四一三、四二六、五六八の三、五八五、山川町大内二三三、二三四、二三五の二、二五九の三、二六〇の一、二六二、二六三、二六五の一、三八〇の一、四二一の一、四二三、四二五、四二六、四二八、山川町大藤谷一一八の一、一一八の三、一一九の一、一七二の二、一七二の四、山川町大峯三二、山川町奥野井三八六の一、三八九の一、三九七、三九八の一、山川町黒岩一、二、五の一、五の四、一二の一、一二の二、三三の一、三三の二、三七、九七、山川町御旅館四六、五七、一三二の二、一五〇の一、山川町土仏西向六、八、山川町西野峯三、六の三、山川町日鷲谷一七の二、二一の三、山川町矢落七〇の一、七〇の五、七九の二から七九の五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山川町伊瑞穂一四二・一五二・一五三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、山川町牛ノ子尾三七の二、山川町榎谷三四四・三五六・三六九・三七二の一・三七九の二・三八〇の六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三八〇の七、三八〇の二六・三八〇の三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八〇の四三、三八〇の四五、三八〇の四七、三八〇の四八（次の図に示す部分に限る。）、三八〇の四九、四一三・四二六・五六八の三・五八五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、山川町大内二三三、二三四、二三五の二、二五九の三、二六〇の一、二六二（次の図に示す部分に限る。）、二六三、二六五の一、三八〇の一、四二一の一、四二三、四二六、四二八、山川町大藤谷一一八の一・一一八の三・一七二の四・山川町奥野井三八六の一・三八九・三九七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三九八の一、山川町黒岩一、二・五の一・五の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の二、三三の二、三七・九七・山川町御旅館四六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五七、一三二の二・一五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、山川町土仏西向六、八、山川町西野峯三・六の三・山川町矢落七〇の一・七〇の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、七九の二から七九の四まで、七九の五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）